

別紙 決議取消事由、決議無効事由、決議不存在事由の区分等一覧

瑕疵の内容	瑕疵の詳細等	事由
招集手続	取締役会設置会社において取締役会決議を経ないで代表取締役が株主総会を招集した場合	一般に、取締役会決議の有無等は株主に明確ではなく、代表取締役による招集通知は権限ある者による招集通知であるという外観を備えているといえるため、決議取消事由（会社法831条1項1号）にとどまると解されます（最一小判昭和46年3月18日民集25巻2号183頁参照）。
	取締役会設置会社において取締役会決議を経て代表取締役以外の者が株主総会を招集した場合	取締役会において代表取締役以外の取締役に招集権限が付与されていない場合、当該招集通知は無権限者による招集通知であり、瑕疵があることとなります。この場合、その瑕疵は重大であり、もはや決議取消事由ではなく、決議不存在事由であると解する見解と、適法な取締役会決議があるため、決議取消事由にすぎないとする見解があります。
	取締役会設置会社において取締役会決議を経ないで代表取締役以外の者が株主総会を招集した場合	取締役会決議が存在せず、代表取締役以外の取締役に招集した株主総会は、法律上の意義における株主総会とはいえないため、その決議は不存在となります（最一小判昭和45年8月20日判タ253号163頁・判時607号79頁参照）。 なお、第一株主総会において取締役に選任された取締役らが第二株主総会開催を決定し、代表取締役が招集して第二株主総会が開催されたとしても、後になって第一株主総会決議が存在とされると、第二株主総会開催を決めた取締役会決議が無効とされ、第二株主総会を招集した代表取締役にも権限がなかったことになるため、第二株主総会は、取締役会決議なくして代表取締役以外の者が招集したことになり、全員出席総会においてなされたなどの特段の事情がない限り、不存在となるとされています（最三小平成2年4月17日民集44巻3号526頁参照）。このように、仮に、招集通知が発せられた際の取締役等により取締役会決議がなされ、代表取締役が招集通知を発しているにもかかわらず、後になって、それらの取締役らの選任決議に瑕疵があるとされた場合には、結局のところは、取締役会決議を経ずに無権限者により招集されたこととなります。

瑕疵の内容	瑕疵の詳細	事由
招集手続	招集通知の欠缺の程度と決議取消事由・不存事由の違い	<p>株主に対して招集通知がなされなかったことは、招集手続が法令に違反することになるため（会社法299条1項）、基本的には決議取消事由になると解されま す。もっとも、裁判例においては、招集通知がされず、その瑕疵の程度が著しい場合には、もはや決議が存在しているとはいえないとして決議不存事由に当た るとしているものも多々あります。</p> <p>(決議が不存であるとした裁判例)</p> <p>①排除された株式数が90%であるとき（東京高判昭和30年7月19日判タ55号38頁） ②排除された株式数が約47%であるとき（大阪高判昭和58年6月14日判タ509号226頁） ③排除された株式数が50%であるとき（東京高判平成2年11月29日判時1374号112頁） ④排除された株式数が約95%であるとき（東京高判昭和63年3月23日判時1281号145頁） ⑤排除された株式数が40%であるとき（東京高決平成4年1月17日東高民時報43巻1～12号2頁） ⑥排除された株式数が25%であるとき（名古屋地判平成5年1月22日判タ839号252頁）</p> <p>(決議が不存であるとはいえないとした裁判例)</p> <p>①排除された株式数が約2.5%であるとき（決議取消事由とした。松山地判昭和26年7月9日下民2巻7号862頁） ②排除された株式数が1%にも満たないとき（決議取消事由としているが裁量棄却した。最一小判昭和37年8月30日判時311号27頁） ③排除された株式数が20%であるとき（なお、決議取消事由であるかどうかについては判断していない。大分地判昭和40年1月29日判タ172号227頁・ 判時403号43頁） ④排除された株式数が27%であるとき（決議取消事由としているが裁量棄却した。最二小判昭和55年6月16日判タ423号82頁・判時978号112頁） ⑤排除された株式数が約85%であるとき（手続の瑕疵であるため、決議取消事由であるとした。東京高判昭和59年4月17日判時1126号120頁） ⑥排除された株式数が約11%であるとき（なお、決議取消事由に当たるかどうかについては判断していない。千葉地判昭和61年7月25日判時1217号1 34頁） ⑦排除された株式数が20%弱であるとき（決議取消事由としている。京都地判平成元年4月20日判タ701号226頁）</p> <p>以上の裁判例をみると、一応の目安として、招集通知がされず出席しなかった株主が議決権を有する総株主の40%を超えるようなときは、その株主総会もはや 会議体としての体をなしていないといえるため決議不存とされ、招集通知がされず出席しなかった株主が議決権を有する総株主の20%にも満たないようなとき は、その招集手続の瑕疵は決議取消事由にすぎないといえるように思われます。決議取消事由となるのか不存事由となるのが招集通知に瑕疵のある株式数のみ では判断しにくいような場合には、決議の内容や、そのような手続をとった株式会社側の意図、原告が決議から3か月以内に決議取消の訴えを提起し得たのかど うか等も考慮して、決議取消事由になるのか、決議不存事由になるのかを判断することになると考えられます。</p>

瑕疵の内容	瑕疵の詳細等	事由
招集手続	全員出席総会	株主総会は、取締役の決定（取締役会設置会社以外の場合）又は取締役会決議（取締役会設置会社の場合）を経て（会社法298条）、代表取締役が招集することによって開催されます（会社法299条）。招集権者による株主総会の招集の手続を欠く場合であっても、株主全員がその開催に同意して出席したいいわゆる全員出席総会において、株主総会の権限に属する事項について決議をしたときは、その決議は有効に成立するものというべきであり（最一小判昭和46年6月24日民集25巻4号596頁・判タ265号141頁・判時636号78頁）、株主の作成に係る委任状に基づいて選任された代理人が出席することにより株主全員が出席したことになる株主総会において決議がされたときには、株主が会議の目的である事項を了知して委任状を作成したものであり、かつ、当該決議が会議の目的である事項の範囲内のものである限り、決議は有効に成立するものと解されています（最二小判昭和60年12月20日民集39巻8号1869頁・判タ583号68頁）。そうすると、株主総会の招集手続を欠いた場合であっても、いわゆる全員出席総会の場合には、招集手続の瑕疵は治癒されると考えられます。
決議方法	議決権行使	株式会社が株主の議決権行使を制限することは、一株一議決権の原則（会社法308条1項）に反することになるため、決議方法の法令違反となります。よって、議決権行使の瑕疵（決議方法の瑕疵）は、決議取消事由（会社法831条1項1号）又は決議不存在事由（会社法830条1項）となります。なお、通常の場合、株主の議決権行使の制限は、株主に対して招集通知を発しないという形で行われるため、一部株主の議決権行使が制限された場合については、上記の招集通知の瑕疵の問題となります。
	株主総会の運営に関するもの	主に決議取消事由（会社法831条1項1号）となります。 例えば、①従業員株主らを他の株主よりも先に会場に入場させて株主席の前方に着席させる措置をとることは、株主平等原則に違反するものであり（最三小判平成8年11月12日判時1598号152頁）、決議方法の法令違反として決議取消事由となり得るとされています。また、②定足数不足の株主総会決議は、決議自体の違法ではなく、決議方法の違法であるため、当該決議は当然無効ではなく、株主総会決議取消しの訴え対象となるにすぎないと解されます。
	説明義務に関するもの	主に決議取消事由（会社法831条1項1号）となります。 説明義務違反が認められる場合、直ちに決議取消事由となるのかについては、①説明義務に関する規定が法定されている以上、説明義務違反自体が決議の方法の法令違反に該当するという見解（東京地判昭和63年1月28日判タ658号52頁・判時1263号3頁）と、②取締役・監査役に説明義務違反が認められる場合でも、株式会社としては正当な理由があって説明を拒んだと考えていたのに、後になって裁判所の判断によって不当であったとして決議が取り消されると、非常に重大な結果を生じることもあるため、説明義務違反はそれ自体では決議取消事由とはならず、それを基礎として決議方法が著しく不公正と認められる場合に初めて決議の効力に影響を与えるという見解があります。説明義務違反とされる場合がかなり限定されていると解されることも考慮すると、前記①の見解が相当と考えられます。

瑕疵の内容	瑕疵の詳細等	事由
決議内容	法令違反	<p>決議無効事由（会社法830条2項）となります。</p> <p>例えば、①株主平等原則に反するような決議（ただし、不利益を受ける株主の同意がある場合を除く。）、②欠格事由のある者を取締役に選任する決議などが決議内容の法令違反に該当するとされています。</p>
	定款違反	<p>決議取消事由（会社法831条1項1号）となります。</p> <p>例えば、①定款所定の人数を超える数の取締役を選任する旨の決議、②定款で定めた任意積立金を積み立てない剰余金の配当案の承認決議には、決議取消事由が認められることになります。なお、決議内容が直接的には定款に違反する場合であっても、それが同時に法令に違反するときは、決議無効事由にもなります。</p>
	特別利害関係人の議決権行使による著しく不当な決議	<p>決議取消事由（会社法831条1項3号）となります。</p> <p>裁判例は、記載例の脚注4を参照してください。</p>